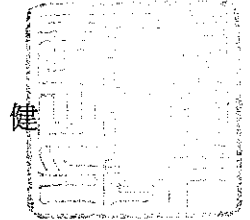


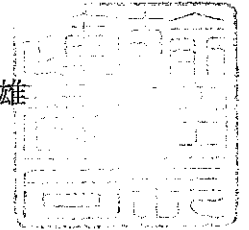
覚 書

空 計 第 9 号
警察庁丙総発第 2 号
平成 10 年 1 月 28 日

警察庁長官官房長
野 田



運輸省航空局長
楠 木 行 雄



警察庁と運輸省は、中部国際空港の設置及び管理に関する法律案を国会に提出するに際し、下記のとおり了解する。

記

1. 運輸省は、中部国際空港の設置及び管理に関する法律案（以下単に「法律案」という。）第3条第1項の基本計画を定める場合には、事前に十分な時間的余裕をもって、警察庁と協議することとする。
2. 運輸省は、ハイジャック、飛行場又は航空保安施設の破壊等の航空の危険を生ぜしめる犯罪及び飛行場又は航空保安施設建設の妨害を目的とする違法行為の抑止、鎮圧のための施設の積極的整備に努めるものとする。
3. (1)運輸省は、中部国際空港の整備に係る計画の立案及び事業の実施に際しては、あらかじめ十分な時間的余裕をもって警察庁又は関係都道府県警察に十分な協議を行うこととする。
(2)運輸省は、中部国際空港の設置及び管理を行う者に対し、(1)の計画（法律案第14条の事業計画を含む。）の立案及び事業の実施に当たっては、あらかじめ十分な時間的余裕をもって警察庁又は関係都道府県警察と協議するよう十分指導することとする。
4. 警察庁と運輸省は、空港の整備に伴い必要となる空港及びその周辺地域並びに航空機に係る公共の安全と秩序の維持に関する事業（都道府県警察において行うこれらの事業に要する経費に充てるための補助金等の交付を含む。）に要する国の経費の支出及び空港整備事業の実施に関する手続きの在り方について、これまでの対応に引き続き検討協議を行うこととする。
5. 警察庁と運輸省は、中部国際空港の整備に当たっては、これまでの対応に引き続き必要な警察力の整備に関する経費について検討協議を行うこととする。
6. 運輸省は、引き続き、警察関係から航空審議会の委員を選任することとする。